

つくば市内に新たな特別支援学校を新設することを求める意見書

2007年につくば市玉取地区に開校した茨城県立つくば特別支援学校は、茨城県教育委員会が新校建設にあたって想定した児童生徒数180人程度を開校時より上回り、2015年度は想定の2倍以上の390人余りになっています。過密状況は深刻で、教室をロッカーで区切って2教室として使用したり、家庭科室や調理室を普通教室に転用したりしている状況が続いています。2015年度は普通教室不足が24教室にも及んでいます。

このような状況に対して、茨城県教育委員会は2015年3月に「第2期特別支援学校整備計画」を発表し、つくば特別支援学校の教室不足については、「その対応は最優先の課題」として「学校の新設と通学区域の見直し」で対応するとし、「新設にあたっては閉校後の学校等を利用して設置する」としました。

そのような中、本年3月に「第2期特別支援学校整備計画」に基づき、石岡地区への特別支援学校の新設により、筑波地区の通学区域を変更し、荃崎地区は伊奈特別支援学校へと通学区域が変更になると発表されました。しかし、今回の発表の通りで実施されたとしても、つくば特別支援学校の児童生徒数は300人以上となり、普通教室不足の状況は依然として続くことは明らかです。

つくば市議会では、かねてよりつくば特別支援学校の過密問題について多くの市民要望があり調査して参りました。

障害がある子どもたちの日常生活は、医療や福祉も大きく関わっており、生活圏の異なる地域での通学は子どもたちにも保護者にも負担です。つくば特別支援学校A部門に在籍している子どもたちは全員がつくば市に住んでいます。子どもたちを自分たちの住む地域の中で学ばせ、つくば市内で成長させたいと考えるので、つくば市内にもう一校県立特別支援学校を新設することを強く要望します。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3 月18日

つくば市議会

(提出先)

茨城県知事

茨城県教育委員会教育長